

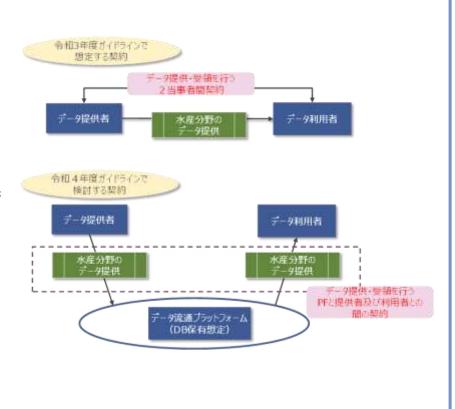
水産分野におけるデータ利活用のための環境整備に係る 有識者協議会 事務局資料

2022年10月14日 株式会社NTTデータ経営研究所 プラットフォーム編の検討

今年度の検討課題(再掲)

2. ガイドライン改定案の作成

- ✓ 令和3年度に公表されるガイドラインは、データを提供する者と利用 する者との間の2当事者間での提供契約について整理しているとこ ろである。
- ✓ 一方で、データの利活用を効率的に行う観点から、プラットフォーム (PF)を通じてデータの流通を行うケースも増えており、水産分野 においても同様の事象が想定される。PFを通じて、複数の者に対し てデータを提供する場合には、営業秘密などの対応や、当事者間で の契約内容の変更等、2当事者間契約とは異なる考慮が必要とな る場合が想定される。
- ✓ そこで、本年度事業においては、データ提供者とPF、及びデータ利用者とPFとの間での契約等の取決めについて検討を行い、必要に応じて、その結果を契約条項等の形で整理することを想定する。
- ✓ 養殖に関する検討については、他の調査事業等で検討しているところであることから、その内容を踏まえて適宜、参照・検討する。

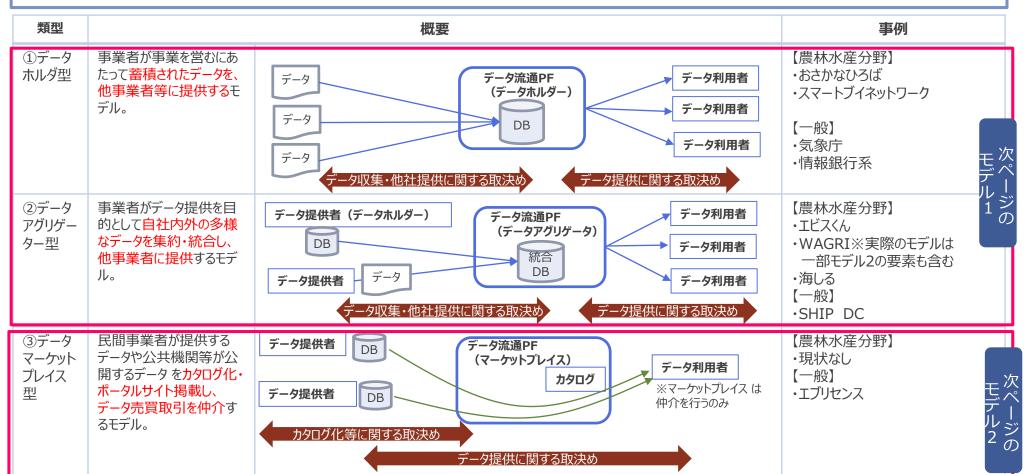


水産分野のデータ連携プラットフォームのモデル

- データ連携プラットフォームの考え方として、P6以下に示す
 - ① データ提供者からのデータはプラットフォームに集約し、データ利用者はプラットフォームからデータの提供を受けるモデル(モデル1)
 - ② データ提供者、データ利用者はプラットフォームが提供する基盤サービスを利用してデータ連携を行い、データ提供自体は、提供者と利用者の間で直接取決めを行うモデル(モデル2)
 - の2つのモデルが想定される。実際には、それらが組み合わされる形となるものも存在する。
- 水産分野では、現時点では①のタイプのプラットフォームによるデータ連携が中心となっている。また、水産分野の場合には、提供者は生産者等(漁業者、漁業協同組合、産地市場)が想定されるが、②のモデルの場合には提供の 都度、これらの主体が契約等の取決めの対応を図ることが、提供上の負担が大きい。そこで、ガイドラインで利用規約等を検討するモデルは①を想定して、検討する。

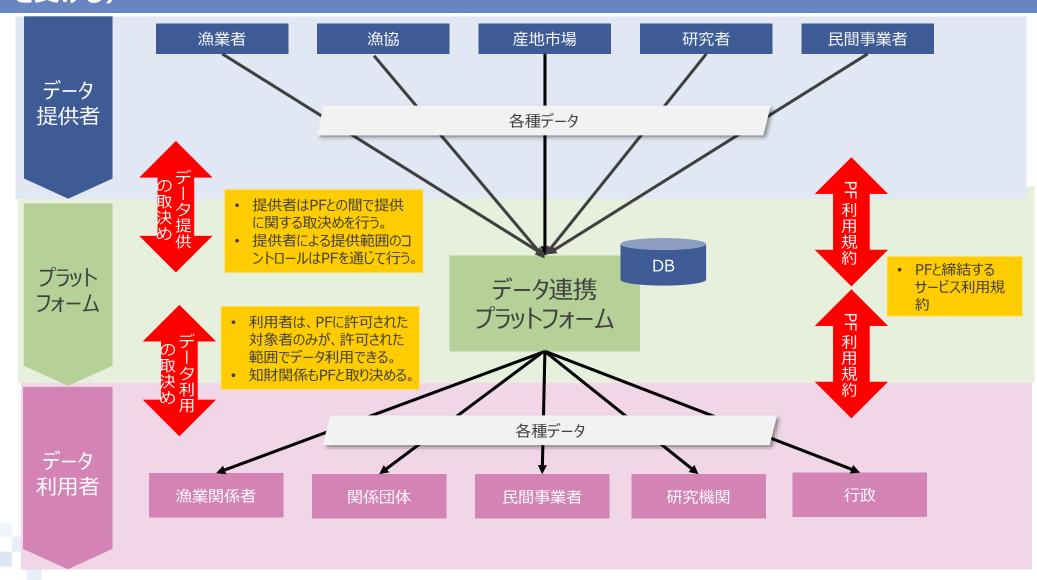
ガイドライン改定案の作成~データプラットフォームの類型(再掲)

データ・プラットフォーム類型を以下に示す。

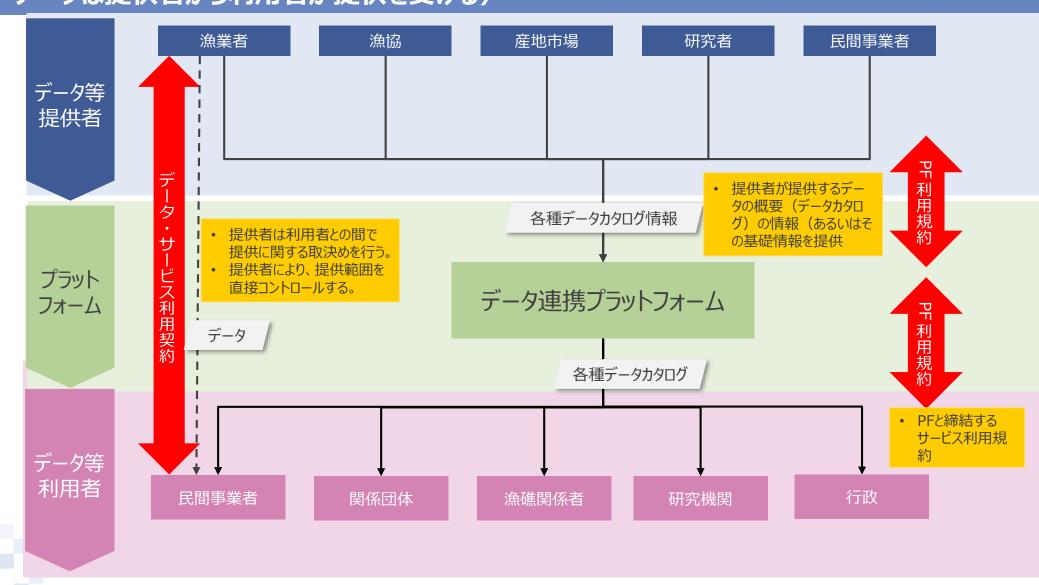


出所)IoT推進コンソーシアム、第1回データ流通促進WG、資料3海外の検討状況の共有を参考に作成

水産分野のプラットフォーム(PF)モデル1(提供者はPFに提供し、利用者はPFから提供を受ける)

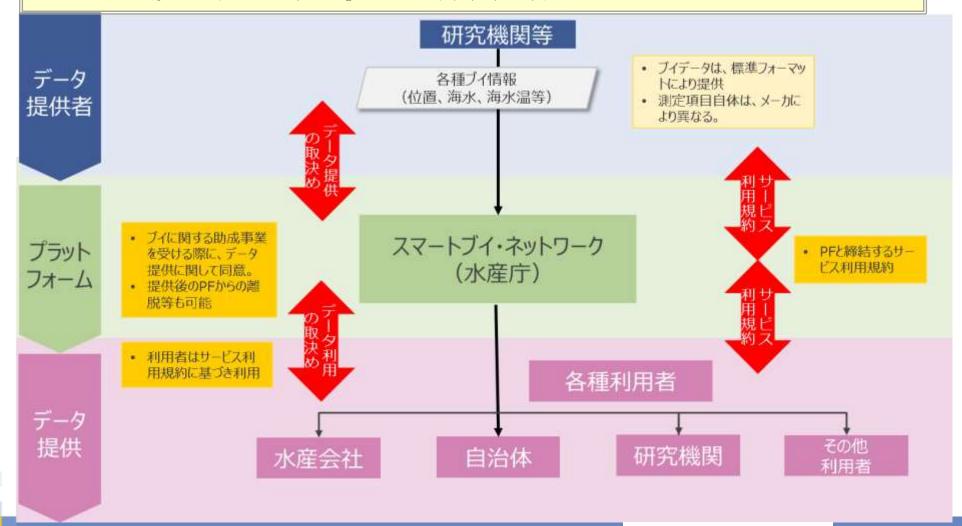


水産分野のプラットフォーム(PF)モデル2(提供者・利用者はPFの基盤サービスを利用し、 データは提供者から利用者が提供を受ける)



例:プラットフォームの一例(スマートブイネットワーク)

- 民間で導入したICTブイや、地方自治体・試験研究機関等が保有する観測ブイ等から得られた海洋環境データを、 水産庁に提供してもらい、利用を希望する者にAPIで提供する仕組み。(試験稼働中)
- それぞれの場面で必要となる「取決め」については、現在策定中。



データ連携を図るPFにおける留意点に関して、今回の協議会でご議論いただきたい内容

【今回の協議会でご議論いただきたい内容】

- P11以下の表の<u>赤枠部分は、経済産業省ガイドラインにおいて示されているPF構築上の留意点</u>である。ここでは、PF を構築する上で決定すべき事項やこれに関連する留意事項を整理している。
- これを踏まえて、<u>青枠部分では、水産分野の特性などから、とくに留意すべき事項を抽出した</u>ものである。そこで、このような水産分野からの特性という観点で、PF構築に際して特に留意する観点や、具体的内容について、ご意見等を賜りたい。例えば
 - データ提供者にメリットあるいは対価が発生するようなスキームでないと、生産者からのデータ提供を期待するのは難しい、あるいは一定の地域におけるメリット等があれば、個々の提供者におけるメリット等は不要等
 - ▶ 提供したデータについて、このような形で利用されるのは困る、などの提供者側の観点。
 - ▶ 利用者から見た場合に、このような制約がかかると、安心してデータの利用ができない、などの利用者側の観点。
 - ▶ 提供先(データ利用者)が常に、だれであるか把握できるようにしてもらいたい、あるいは提供したPFの管理に 委ねるので、ここに把握できるようにする必要はない。
 - ▶ 海況データなどの環境データでも、特に留意してもらいたい項目があれば、そのデータ項目など、気が付いた点があればご意見を頂きたい。
- またこれまでデータ提供のPF(共同利用型データベース含む)の設計などを行ったご経験があれば、その際に留意した点等、具体例などについてもご教示いただきたい。

水産分野のデータ連携プラットフォームの留意事項

【水産分野におけるプラットフォームでの考え方】

- プラットフォームの運営においては
 - データ提供者とデータ利用者間のデータ利用契約(データ提供者=プラットフォーム運営者のこともある)
 - プラットフォーム運営者とプラットフォーム利用者(データ提供者・データ利用者)との間の利用規約の取決めが必要となる。
- このうち、利用規約の内容については、プラットフォームの性格や目的によるが、「AI・データの利用に関する契約ガイドライン 1.1 版」(経済産業省)では、プラットフォーム構築において留意すべき点を整理している。
- これを踏まえて、水産分野でのデータ連携に係るプラットフォームに関してあてはめたものを次ページ以下に示す。
- 水産分野のデータ連携プラットフォームでは、提供するデータの種類が、操業データか環境データの違いにより、提供 者側のコントロールや提供データの粒度、加工の要否、利用者の利用範囲の制限などが大きく異なる。
- <u>操業データについては</u>、「水産分野におけるデータ利活用ガイドライン」に示すように、<u>生産者が提供するケースが多いものであり、生産者の利害関係を踏まえた提供</u>が求められる。また生産者が個人事業主であることも多いことから、 提供するデータも必要な加工を施すことが求められる。さらに利用者においても、一定の提供先の制限等を行う等の管理がプラットフォーム運営者に求められる。
- 環境データについては、公開されているデータも多く、また操業者に紐づかないデータに関しては、関係者の利害関係 が生じるケースが少ない。そのためプラットフォームを通じた連携を行う場合の制限等は比較的少ない。プラットフォーム 運営者の性格等により、公開の範囲や利用者の範囲などを検討することになる。

水産分野のデータ連携プラットフォームの係る留意事項

水産分野のデータ連携プラットフォームの留意事項

経産省ガイドラインに示されている留意点を水産分野の特質を踏まえてあてはめる

経産省ガイドラインにおける留意事項		意事項		
留意項目		留意点	水産分野での当てはめ	
データ活 用の目 的・方法	用の目 ・ プラットフォームの機能としてデータ行などの機能を持つ		・ 取扱うデータやプラットフォームの機能に応じて定義	
データ提 供者の 数・参加 者の範囲	データ提供者の数	• 想定されるデータ提供者の類型と数	操業に関連する提供者としては生産者(漁業者・漁協、産地市場)を想定することが多い。環境情報については、水産分野以外のデータ提供者も想定される。	
		• データの活用目的等に応じた範囲の設定	データの活用者は、民間事業者、研究、行政などの関係者データの利用目的は、生産者を含む漁業における活用を想定	
	参加者の範囲 (プラットフォー ムをどこまで開 放するか)	データの提供者、利用者として参加する者の類型と数新規参加者への参加条件データの利活用目的等に応じて、想定範囲を調整段階的な拡大等の検討	プラットフォームの目的や機能に応じて設定されることに なる。	
 データ提供者における利害関係とデータ利用者における利害関係を整理したうえで調整 データの利用範囲等の関係で調整 が、の調整 		る利害関係を整理したうえで調整 ・ データの利用範囲等の関係で調整	 データ提供者が生産者の場合には、生産者の利害 (操業に関する秘匿したい情報の保護、競争力の維持)の確保が重要。 提供データが環境情報などの場合には、収集者の性格 (公益性等)などに依存する。 利用者の利害関係のうち、民間事業者については、 データ収集コストに資する利用方法は模索段階(スマート水産分野)のため、高い負担が難しい。 海外利用者の場合には、政策的配慮が必要な場合が生じる。 	

水産分野のデータ連携プラットフォームの係る留意事項

経産省ガイドラインに示されている留意点を水産分野の特質を踏まえてあてはめる

クロ マナノルスエ'` .	/	$I - \bot \setminus I$. 7 (7) 35 25 75
4本匠石カオ	トコイン		る留意事項
ルナルチンロノノン	コンプレン	ע מוא או	(A) 田 忌 士 Ju
14/4 4/2 1		, - 03 17	

性性自ガイトノインにのいる田原		以中央	•	
点	留意項目	留意点	水産分野での当てはめ	
対象とな データの性質 る提供 データの種 類および 範囲		 開示することで競争力が失われるデータか否か 独占禁止法などへの抵触可能性があるか データの提供方法、提供者の属性、業界等の戦略 等を勘案して判断 	 水産分野の場合には、独禁法が課題となるケースは少ない。 地域または国における漁業の競争力に影響するデータは、養殖以外では少ない。 資源管理などの観点から、生産に関連するデータは含まれる。 生産者から提供されるデータは、匿名化や抽象化などの処理が求められるものも含まれる。 	
	オープン・クロー ズの視点	ノウハウなどの価値が高いものかどうか、社外に出しても問題がないかどうかの判断を行う。提供者は利用者となるという視点も勘案する	環境情報や資源に関する情報は、関係者全体の利益になるものが含まれる。環境情報については、既に公開されているものも多く、オープンになることの課題は少ない。	
	不要なデータを 対象としない	不要なデータの収集・管理は、プラットフォームの管理 コストやリスクが増大するため、精査したうえで、取扱い対象とする。	• 個別のプラットフォームで検討	
データの利用範囲	データ利用者の 範囲	データ提供者以外の利用者を認める場合に、要否と範囲を検討利用データ、利用サービスごとに調整	基本的にはデータ提供者のデータ利用者を認める。提供データが操業データか、環境データ化により、利用者の範囲等は調整。	
	利用データの種類・範囲	・ 提供データと利用データの関係(加工の要否)を決定・ データの性質、内容、利用者の属性により、利害関係 を調整しつつ決定する	操業データについては、生産者の利害関係を損なわないよう加工を要する場合がある(抽象化等)。	
	データの利用目的・利用方法	プラットフォームの目的に応じて決まる。提供者における安心や利益保護の観点も踏まえて、留意	 環境情報のみを提供する場合には、プラットフォーム運営者(官民等)や政策による対応などはあるものの、オーフンな利用が中心。 操業データを含む場合には、提供者の利害関係を勘案する仕組みが必要 	

水産分野のデータ連携プラットフォームの係る留意事項

経産省ガイドラインに示されている留意点を水産分野の特質を踏まえてあてはめる

経産省ガイドラ	インにおける留意事項	<u> </u>		
留意項目		留意点	水産分野での当てはめ	
プラットフォーム 事業者の選定		利害関係における中立性確保とプラットフォームのガバナンスから設計プラットフォーム参加者が自ら運営する場合(共同運営含む)と、第三者型などの選択肢を勘案する	・ 現時点では第三者型を想定することが多い。・ 業界全般での利用など、プラットフォーム運営者は中立 的な利害関係にあるケースが多い。	
利用規約の 要否		プラットフォームへの参加者の範囲と運営コストとの見合いで決定契約などに基づく場合には、紐づく形での整理も可能	多数参加型のものでは利用規約によることを想定。 特に利用者は小規模利用者が中心となることが想定 されることから、手続コストを低くする要請がある。	
の活用を促す すための仕組み 提供範囲を広げることによる価値 ための仕組み 供者に参加を訴求する ・ データの提供に伴う利用時のイン る		 提供データの利活用の方法の範囲を広げることや、 提供範囲を広げることによる価値の創出等により、提供者に参加を訴求する データの提供に伴う利用時のインセンティブを考慮する セキュリティ等の向上による信頼の創出 	 環境情報の提供では、データの地域的カバー範囲やデータの多様性などが価値の創出につながる。 操業データの場合には、提供者の利害関係との調整を踏まえて、多様で継続的なデータを提供することで価値の創出につながる。 セキュリティは、一般的な安全管理措置のレベル。 	
	データの共用・活用を促すための仕組み	• 提供データの利用に伴うビジネス創出や商品・サービス開発の機会を与える形での提供方法の検討	 水産業に関連する領域で広く活用することを想定。 プラットフォーム事業者の運営目的によるが、提供先の制限は少ない。 利用者の独自利用に対する権限(例えば派生データを用いた開発)などは、各プラットフォームで取り決める必要がある。 	
プラットフォーム 間の競争・国 際化の視点		プラットフォーム間での競争のために必要な、プラットフォームの価値の創出の検討、参加者の範囲の検討 (国内外)	環境情報のうち、オープンデータについては、内外の制約は少ないが、内容により政策的配慮を要する者がある。操業情報の場合には、原則として国内外で異なる制限を設けることを想定。	

利用規約に関して、今回の協議会でご議論いただきたい内容

【今回の協議会でご議論いただきたい内容】

- 本協議会で<u>想定するプラットフォームについて、次ページの①、②</u>の内容を想定する。この場合、水産分野でのデータ連携という観点から、下記の項目について、どのように留意すべきか、ご議論いただきたい。 (<u>提供者は主に生産者等</u>) (漁業者、漁業協同組合、産地市場) <u>または研究機関等</u>、利用者は地域における企業、スマート水産業に関連するサービスに携わる者、研究機関、行政機関などを想定)
 - ▶ 利用目的(地域内のみか、地域外も可とするか、公共目的のみとするか、あるいは条件設定により調整するか。 その場合にはどのような条件を想定するか。)
 - データの提供制限 (水産分野のデータについて、提供先の制限を設けるか。設ける場合に、どのような観点で設けるか)
 - ▶ 商用利用を認める場合に対価等を想定するか。あるいはPFに対する貢献により差別化するか(データ提供している場合には、商用利用を可とする、無償にする等)
 - ▶ 個人情報を含むデータの取扱い(提供時に原則同意がとれているもののみを提供するか、利用目的について PF上示せばよいか、個人情報を含む場合については、今回は対象としないとするか)。
- またこれまでの①、②に関連するプラットフォームやデータ提供のご経験の中から、上記の各論点について、どのように対応されてきたか、具体例などについてもご教示いただきたい。

利用規約における主要事項

【利用規約の検討上想定するプラットフォーム】

- プラットフォームにおける利用規約を検討する場合、検討対象となるプラットフォームの目的などを特定して検討することが求められる。本協議会での検討では、以下のプラットフォームを想定する。
 - ① 国が構築し、水産分野でのデータの連携の促進を図るプラットフォーム (例:スマートブイネットワーク)
 - ② <u>地域において水産分野のデータ連携</u>を図ることにより、<u>地域における産業振興や住民生活の向上を図る</u>プラットフォーム(例:次ページ参照)

【プラットフォームの利用規約の考え方】

- プラットフォームの利用規約に主な項目については、「AI・データの利用に関する契約ガイドライン 1.1 版」(経済産業省)において示されており、「農業分野における A I・データに関する契約ガイドライン データ利活用編 」(農林水産省)により、公的なプラットフォームの場合の補正などが示されている。P15以下の表は、両ガイドラインにおいて、プラットフォーム型の利用規約において必要と考えられる項目と、その内容を作成する上で留意すべきものを示したものである。
- 水産分野におけるプラットフォームの利用規約においても、基本的にはこの考え方は該当するものと考えられ、項目に おいて記載すべき具体的な条項の内容は、プラットフォームのあり方や取扱うデータとデータ提供者の利害関係を踏ま えて整理することとする。今後、本ガイドラインの改定においては、水産分野の特性を踏まえて、条項の内容を整理する。

【地域におけるデータPFの例】

地域型データプラットフォームの例「ひろしまサンドボックス」



- 広島県が構築し、サンドボックス事業として実施。広島県内外の企業、大学、自治体等がデータ連携による実証実験を実施(現在はイノベーション・エコシステム・サイト (https://innovation-ecosystem.site/))
- 各参加者が登録した情報を利活用して、地域産業、観光、住民利便性向上などの目的で活用。
- データはオープンデータとシェアドデータ(データ提供型)による連携を実施。
- 現在は利用者は最初にサイトに利用者登録を行い、そのうえで「プロジェクト」に登録。サイトに登録されているデータは、許可されたルールの範囲内で自由に利用可能。起業・創業・ビジネス活性化目的で活用可能。

等]
ー オープン
J
等
シェアード
等」

※表内の太字はオープンデータ、その他はデータ提供者が特定の相手とのみデータを共有するシェアードデータとなります。

出所: https://iotnews.jp/archives/159686 (画面は実証実験当時のもの)

利用規約における主要事項

規約における項目		項目作成上の留意点
提供データまたは利用データ・オする範囲(利用範囲)	可用サービスの利用を許諾	 データ提供者・プラットフォーム事業者間の利用規約においては、提供データの利用範囲を規定 データ利用者・プラットフォーム事業者間の利用規約においては、プラットフォームが提供する利用データまたは利用サービスの利用範囲を規定 利用範囲は以下の内容を含むことが多いとされる どの提供データについて 誰が(データ利用者の属性、範囲や条件、プラットフォーム事業者の協力先等その他の参加者の範囲や条件等) いつ(期間) どこで(たとえば、国外サーバに提供データを記録しない等) どのような目的 どのような態様・方法で共用・活用する 提供データの種類や領域等に応じてデータ利用者を調整する旨の規定等 データ提供者およびデータ利用者において予測可能性を担保し得る内容とすることが求められる
提供データに関するデータ提供者の責任(保証/非保証)	責任を規定する場合/しない場合	・ 提供データに関する、データ提供者の責任の有無とその内容・ データの正確性について保証を求める場合、「正確性」にどのような意味を持たせるのか示すことが望ましい
	違法または不正な手段で 得られたデータではないこ と	a 包括的な場合 包括的にその旨を表明保証させる場合もあれば、逆に、データ提供者が一切当該責任を負わない旨を規定する場合もある。 財体的な法令について言及する場合 知的財産に関する法令に関する表明責任を示したり、個人情報を含む場合には、同意がある旨等の表明責任を設ける場合がある

出所)「AI・データの利用に関する契約ガイドライン 1.1 版」(経済産業省)、「農業分野における A I・データに関する契約ガイドライン - データ利活用編 - 」(農林水産省)を参考に作成

利用規約における主要事項

	規約における項目		項目作成上の留意点
.,,	派生データ等成果物の権利 関係	定義条項の必要性	派生データ等に関して、定義を設けたり、利用データなどとの関係で整理することがある。参加者間において定義に齟齬が生じないよう、共通認識が持てるよう、留意すべき
		知的財産権等の取扱いについて	 プラットフォーム事業者が派生データ、派生サービスを創出するにあたり生じた知的財産権等と、データ利用者が利用データ、利用サービスを共用・活用するにおいて生じた知的財産権等とに分けて整理する その他の参加者、たとえば、協力先における提供データの分析行為により生じた知的財産権等について、利用規約において確認的に規定する場合もある
		データ利用者において生じたそ の他の成果物について	• データ利用者による利用データまたは利用サービスの利用行為により生じた成果物の利用等について、利用者独占とする場合や、提供者の利用期間保証を設ける場合などがある
		成果物に関する利益の分配に ついて	 利益分配については、以下の内容を分けて整理する プラットフォーム事業者が派生データ、派生サービスの提供により得る利益 プラットフォーム事業者が派生データ、派生サービスを創出するにあたり生じた知的財産権等の実施により得る利益 データ利用者において利用データ、利用サービスを共用・活用するにあたり生じた成果物(知的財産権等またはアプリケーション等)の利用により得る利益 社会的な基盤としてプラットフォームが整備された結果、利益分配というものに馴染まないパターンが多い
	監査および苦情・紛争処理		 プラットフォーム事業者がデータ提供者およびデータ利用者に対して定期的または不定期に書面による報告 データ提供者およびデータ利用者のための苦情申出先や、データ提供者およびデータ利用者間で生じた紛争、第三者による苦情申出に関する対応方針をあらかじめ利用規約に規定する場合あり

利用規約における主要事項

	規約における項目		項目作成上の留意点	
C	プラットフォーム事業者の義務・責任(責任限定)	プラットフォーム事業者の義務	 提供データ、利用データおよび利用サービスの保管におけるサイバーセキュリティに関する 義務 保管義務、消去義務 プラットフォームへのアクセス等に関する義務 秘密保持義務 情報開示義務 独占禁止法の遵守 	
		プラットフォーム事業者の責任 (責任限定)	 データ提供者に対する提供データの取扱いに関するPF事業者の責任 共用・活用行為に関する責任の有無と内容 PF事業者の責任限定 データ提供者による利用停止請求があった場合、プラットフォーム事業者のみに対して、データの削除、消去、利用停止措置を求めることができるようにし、データ利用者が既にプラットフォームからダウンロードするなどして既に使っているデータに対する消去等の請求は認めないなどが、利用者保護の観点からは有効 	
	データ提供者・データ利用者の義務・責任 (責任限定)	データ提供者およびデータ利用者の義務	 データ提供者に対して、提供データを一定期間提供することや、一定量提供する義務を課すことがある。 データ利用者に対して、利用データを第三者に提供することを禁止するなどの禁止行為を規定する場合がある。 PF事業者がデータ提供者に提供したアクセス・キーを善良なる管理者の注意義務をもって管理・保管させる規定を置くなども有効である 	
		データ提供者およびデータ利用者 の責任(責任限定)	データ提供者に対して、第三者の営業秘密や著作権侵害していないことについて責任を負わせることがある損害賠償額を一定額に限定する旨を規定する場合もある	
	利用規約違反時の制裁措置		プラットフォームの運営に対する信頼性を維持するために、利用規約に違反したときの制 裁措置を規定する場合もある前提として、利用規約違反行為をどのようにして認定するかについての手続規定を置く	

利用規約における主要事項

規約における項目		項目作成上の留意点
脱退時・終了時における提供データや成果物	脱退・終了の影響が及ぶ範囲	• データ提供者またはデータ利用者がプラットフォーム事業から脱退した場合、当該者が提供したデータまたは共用・活用した結果生じた成果物等をどのように扱うかを規定する
の取扱い	データの返還請求について	• プラットフォーム事業からの脱退時や終了時に、データ提供者がプラットフォーム事業者に対して提供データの全部または一部の返還を求めるか否かを規定する
	データポータビリティについて	主としてパーソナルデータについて、当該本人がプラットフォームに対して、提供したデータ を他のプラットフォームにおいても利用できるフォーマットで返還する等に関する請求への 対応を規定する

出所)「AI・データの利用に関する契約ガイドライン 1.1 版」(経済産業省)、「農業分野における A I・データに関する契約ガイドライン – データ利活用編 – 」(農林水産省)を参考に作成



Trusted Global Innovator